

高度広帯域伝送方式
超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかるもの）
有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満

前項の規定にかかるらず、同項に掲げる者が、超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。

第一条 この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十一日）から施行する。
（全過去表示）

第二条 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までに申請された法第九十六条第二項の規定による認定の更新の審査に際し、第三条第二項に定める基準に適合していない衛生基幹放送事業者

業者（同項に定める高精細度テレビジョン放送（一）の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの。次項において同じ。）を行う衛星基幹放送事業者に限

2 この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までに申請された法第九十六条第二項の規定による。が、法第九十七条第三項の規定に基づき令和四年三月三十一日までに第三条第二項に定める基準に適合する旨の指定事項の変更を申請している場合(次項に掲げる場合を除く。)は、当該更新の申請に係る周波数は、当該基準に適合するものとみなす。

この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までに申請された第十九条第二項の規定による認定の更新の審査に際し、第三条第二項に定める基準に適合していない衛星基幹放送事業者（高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送事業者であつて、一部の時間帯に、複数の超高精

細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行おうとする衛星企画放送事業者に限る)が、令和十七年十二月三十一日までに同様に定める基準に適合する具体的な計画を提出している場合

○經濟産業省令第十四号
意匠法（昭和三十四年法律第二百一十五号）第七条及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施す

るため、意匠法施行規則の一部を改正する省令を定める。
令和二年三月十日

意匠法施行規則の一部を改正する省令
意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ
る規定の傍線を付したものとし、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応
するらうと見当が付かぬ場合は、これを留めることとする。

改正後

(国際登録に係る意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途等の記載)

第二条の四　国際意匠登録出願又は国際登録
第二条の四　国際意匠登録出願又は国際登録

を基礎とした意匠権についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出する

るときは、意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物若しくは画像の用途、意匠に係る物品の説明又は意匠の説明の記載は、英語で

る物品若しくは意匠に係る建築物若しくは
画像の用途の説明又は意匠の説明の記載
は、英語でしなければならない。